

【事案 22-53】 減額無効請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料の減額を要望しただけなのに、介護特約の基本保険金が減額されてしまったとして、減額前の介護保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年加入の保険について同 18 年に保険料の減額を申し出たが、何の説明もないまま契約内容変更（保険金の減額）手続きがなされていた。同 20 年に介護保険金の支払事由が生じたことから、保険金を請求したところ、減額後の介護保険金が支払われた。

しかし、下記の通り、保険金の減額手続きは勝手になされたもので無効であるので、減額前の介護保険金との差額とこれに対する遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 保険料減額の申出は行ったが、契約内容の変更（保険金の減額）まで申出はしていない。
- (2) （減額手続きに必要な）「契約変更申込請求書」が郵送されてきたが、記入捺印の上で返送した事実はない。同書類等は会社によって偽造・偽装・捏造されたものである。
- (3) 「契約変更申込請求書」の記入日欄に記入された日付は、一見して私の文字と相違している。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 「契約変更申込請求書」を偽造した事実はなく、同文書には署名・押印がされ、印鑑証明書も添付されており、これに基づく減額手続きは有効な手続きである。
- (2) 「契約変更申込請求書」の内容、減額手続き後に申立人に送付されたお知らせ等の内容、減額による解約返戻金が申立人の指定銀行口座に振り込まれたこと等から、申立人は減額手続きの内容を認識していた。
- (3) 申立人の手元に保管されていた「ご契約内容変更のご案内」にも「現在の保障内容」、「変更後の保障内容」が図示されており、減額の手続前後の介護保険金額を比較確認いただける内容となっているので、保険料減額のために介護通減定期保険特約・基本保険金額を減額することを申立人は認識していた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者が提出した書面及び証拠内容ならびに申立人の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立内容は認めることはできないことから、生命保険相談所規程第 44 条に基づき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1. 「契約変更申込請求書」が偽造書面であるか否か。

申立人は、契約変更申込請求書が偽造書面であると主張するが、下記により、同請求書は真正に作成された書面であると認めることができる。

- (1) 同請求書は、申立人が自署し実印で押印した書類を相手方会社が細工をして作成した書類と主張するが、当審査会において、相手方会社より提出された同請求書の原本を確認

したところ、申立人が主張するような細工はなく、この主張を認めることはできない。

(2) 同請求書の記入日の筆跡は、申立人のものではなく、営業担当者のものであると主張するが、誰の筆跡か確定できるまでの証拠はなく、申立人の主張を認めることはできない。

2. 営業担当者が、保険料の減額に伴い保険金額が減額になることを説明しなかったか、または、申立人がそのことを認識していなかったか。

下記3点から勘案すると、営業担当者が、保険料の減額に伴い保険金額が減額になることの説明をしていないと認めることはできず、また、申立人もそのことを認識していたと認めることができる。

(1) 「契約変更申込請求書」には「基本保険金額を1千万円に減額」と明記されている。

(2) 「ご契約内容変更のご案内」には、変更前後の契約内容が図示されており、保険金額が減額されることが記載されている。

(3) 保険料は保障内容に応じて決まることは一般に知られているところであり、保険料を減額すれば、保障内容も変更されることは、申立人の職歴（金融機関勤務あり）からして、同人も認識していたと思われる。